

IASBがIFRS第9号とIFRS第4号を置き換える保険契約の新基準との発行日の相違に関する懸念に対処するためにIFRS第4号「保険契約」の修正を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

本IFRS in Focus は、IFRS第4号「保険契約」の修正を要約したものである。

要点

当修正は、保険活動が支配的である（predominantly）ことの要件を満たす企業に対して、現行のIFRSの会計処理を継続し、保険契約の新基準の適用日が2021年1月1日以後開始する事業年度までIFRS第9号の適用を延期する選択肢を提供するものである（「サンセット条項」）。

保険活動が支配的活動であることの要件は制限的であることが意図されているが、2015年12月にIASBが公表した公開草案における提案と比較すると、判断において許容される程度が幾分か緩和されている。

支配的活動の判定は、報告企業レベルで行われる必要があり、2016年4月1日より前の直近の年次報告日において行われる必要がある。その後は、企業の活動において重要な変化がある場合を除き再判定できず、また重要な変化が生じた場合には再判定が強制される。

それとは別に、IFRS第4号の範囲に含まれる契約を発行するすべての企業に対して、IFRS第9号を全面適用するものの、指定された適格な金融資産については純損益を修正して、IAS第39号と比較したIFRS第9号の影響を除去する選択肢を当修正は提供している。これは「上書きアプローチ」と呼ばれ、指定及び指定の解除に関連する特定の要求事項を満たす個々の資産単位で利用することができる。

一時的免除と上書きアプローチの両方について、IFRS初度適用企業も利用可能である。

はじめに

多くの保険者及び裁量権のある有配当性を有する金融商品を発行する企業にとって、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第4号「保険契約」を置き換える保険契約の新基準は、重要な会計上の変化をもたらすことが予想される。IASBは、これらの基準を同時適用し、負債に関連する保険契約の新基準を同時適用することなく、IFRS第9号における金融資産の分類及び測定要件を適用することを回避することが望ましい結果であると常に考えてきた。これにより、2つの重要な新基準へ別々に移行することによる追加的なコストはもちろん、財務諸表にFVTPLで報告される金融資産の大部分から生じる短期的な会計上のボラティリティが回避される。

しかしながら、IFRS第9号が2014年7月に最終化された際、2つの基準の発効日が著しく相違する

可能性があることが明らかとなった。IFRS第9号は2018年1月1日以後開始する事業年度に発効する。新保険基準は、公表された際に公表日より3年間の準備期間を設けることが見込まれており、よって発効日は早くても2020年1月1日となる。IFRS第9号が適時に適用されることを確保しつつ、財務諸表作成者の懸念に対処するため、IASBはIFRS第4号を修正し、IFRS第9号の発効日が公表予定の保険契約基準の発効日より前となることで生じる問題を軽減するための2つの任意のアプローチを設けた。

本修正により、

- 一部の企業に対して、IFRS第9号適用の一時的免除を提供する。
- 保険契約を発行するすべての企業を対象に、IFRS第9号の全面適用後において、指定された適格な金融資産の公正価値の変動を純損益の代わ

りにその他の包括利益（OCI）で表示する選択肢を提供する（「上書きアプローチ（overlay approach）」）。

IFRS第9号適用の一時的免除（The temporary exemption from applying IFRS9）

IFRS第9号の一時的な延期は、支配的な活動が保険に関連するものである保険者のみが利用可能である。「支配的」かどうかは、定義された要件に基づき評価する。当該要件を満たすためには、企業はこれまでIFRS第9号のどの版も適用したことがあってはならない。ただし、純損益を通じて公正価値で測定するよう指定された負債に係る信用リスクの変動をOCIに表示する要求事項を除く。

延期は一時的なものである。なぜなら、すべての企業は、新保険基準の適用又は2021年1月1日以後開始する事業年度のいずれか早い時点で、IFRS第9号を適用しなければならないためである。（この確定日は「サンセット条項」と呼ばれる。）

延期への適格性の判定は、報告企業レベルで単一時点において行われる。当該判定は2016年4月1日より前の直近の年次報告日（例えば、暦年の報告期間の場合は2015年12月31日）の状況に基づくため、作成者は、IFRS第9号の発効日より前に延期の適格性を判定することが可能である。この要件は、企業の活動に重要な変更があった場合にのみ再評価される。

支配的活動の要件

当要件は、報告企業の特定の負債（分子）と財政状態計算書上の負債総額（分母）の比率に基づく。

分子には以下の複数の負債が含まれる。

- 保険負債とともに、アンバンドルされた組込デリバティブ及び預り金要素を含むIFRS第4号に含まれる「契約から生じる」負債。企業は、当該負債の帳簿価額が負債総額の帳簿価額と比較し「重要」であるか否かを判定しなければならない。これは、支配比率を算出するための前提条件となる。
- IFRS第4号に含まれる契約から生じる負債が重要であるかどうかを判定するために、企業は以下の「保険に関連する負債」の帳簿価額を分子に含めなければならない。
 - a) (上述の) 契約から生じる負債
 - b) FVTPLで測定されるデリバティブ以外の投資契約
 - c) 上記 (a) 又は (b) から生じる義務を保険者が発行又は履行することにより生じる負債

保険契約又はFVTPLで測定されるデリバティブ

以外の投資契約の発行により生じる負債の後に挙げられた、「義務を履行することにより生じる負債」のカテゴリー（上述 c））は定義されていないが、中でもとりわけ、関連する従業員負債及び税金負債、規制上の保険資本要件を満たすために発行した債務、保険契約及び保険契約を担保する資産より生じるリスクを軽減するデリバティブ負債を含めることを意図している。

企業は次に、これら「保険に関連する負債」の負債総額の帳簿価額に対する比率を算定しなければならない。90%超の比率は企業が一時的免除に合格であり、80%以下の比率は一時的免除の要件を満たさない。80%超から90%以内の比率の場合、企業が保険に関連のない重大な活動を有していない場合にのみ一時的免除に合格となる。保険に関連のない重大な活動の有無の評価において、企業は収益及び費用を生じさせる活動のみを検討し、定性的及び定量的な要因（例えば、企業の産業分類）の両方を考慮する。

見解

IASBIは、公開草案に対するフィードバックに対応して、その中で提案されていた要件を緩和した。しかし、延期の選択肢は、依然として一部の特定の企業のみが利用可能となるよう意図されている。どの負債が保険に関連しているかを決定するには一定の判断が要求される。企業はまた、支配性比率が80%超から90%以内の範囲であった場合、IFRS第4号に含まれる契約から生じる負債の重要性及び保険に関連のない活動の重要性の判定の際にも判断が必要となる。

延期の選択肢を選択した企業が、事後的にIFRS第9号の適用開始を選択することは可能か？

一時的免除に合格で、かつ、当該選択肢を選択する企業は、以後のどの事業年度の期首からでもIFRS第9号の適用を任意に開始することが可能である。一度IFRS第9号を適用した場合には、企業はIAS第39号を適用するように戻ることはできない。活動に重大な変化があったために延期要件をまはや満たさなくなった場合、企業がIAS第9号の適用を要求されるまでに、1事業年度の準備期間が与えられている。例えば、暦年ベースで財務報告を行う企業が、2018年12月31日の時点でもはや保険に関連する活動が支配的ではないと判定された場合、2020年1月1日よりIFRS第9号を適用しなければならないこととなる。

IFRS第4号に含まれる契約を有していて、IFRS第9号の適用が要求されるすべての企業は、新保険

契約基準が発効するまでの間、上書きアプローチ(下記参照)を適用することが依然として可能である。

一時的免除はIFRS初度適用企業も利用可能か？

公開草案に対する変更として、これまでにIFRS第9号を適用したことがないことを条件に(ただし、FVTPLに指定された負債に係る信用リスクの変動をOCIに表示するよう求めるIFRS第9号の適用を除く)、初度適用企業は一時的免除を適用することが可能となった。支配的活動の要件を判定する際に、初度適用企業は、判定日にIFRSを適用していた場合の帳簿価額を考慮する。判定日は、2016年4月1日より前の直近の報告日、又は企業の活動に重要な変更があった場合には、翌事業年度の報告日となる。

開示

企業が一時的免除の要件をどのように充足したかを説明し、IFRS第9号の適用企業と非適用企業との比較を可能とするための数多くの開示が要求される。

見解

一時的免除に適格である保険者であっても、数多くの開示要求に従うため、IFRS第9号の要求事項を検討し続ける必要がある。しかしながら、このことはIFRS第9号の全面適用に先んじてIFRS第9号に準拠した信用減損モデルの適用を要求するものではない。

上書きアプローチ (The overlay approach)

上書きアプローチは、IFRS第4号に含まれる契約を発行しているすべての企業が、IFRS第9号を適用する際に利用可能である。このアプローチは、指定された適格金融資産について、公正価値の評価差額を純損益の代わりにOCIに表示するように修正する。

上書きアプローチにおいて適格となるのは、IAS第39号においてはFVTPLで測定されるものではなかったであろう資産が、IFRS第9号においてFVTPLで測定される場合である。また適格資産は、上書きの対象として明確に指定されなければならない。IFRS第4号の契約に関連しない活動の一環として保有することはできない。この指定は、企業がIFRS第9号を最初に適用するとき(ただし、FVTPLに指定された負債の信用リスク変動をOCIに表示するIFRS第9号の要求事項を適用する場合を除く。)

に行わなければならない。その後は資産の当初認識時に行わなければならない。この指定は個別の資産単位で行うことができる。指定の解除については、特別な要求事項がある。

上書きアプローチの効果は、資産にIAS第39号を適用した結果の金額を純損益に表示し、当該金額とIFRS第9号で記録される公正価値の変動額との差額をOCIに認識することである。

利用者が、純損益とOCIの組替調整に関する全体的な影響、及び個々の表示項目に与える影響を理解することを確保するために、数多くの開示が要求される。これらの開示要求には、指定及び組替調整を行った理由、影響を受ける資産のIFRS第9号とIAS第39号での帳簿価額、及びその他の開示が含まれる。

見解

上書きアプローチを適用する企業は、金融資産が保険活動に関連するかどうかを決定するために、判断が要求される。一度指定を行うと、これらの金融資産について財政状態計算書上の測定はIFRS第9号に従うが、純損益の表示はIAS第39号に従い両者の差額はOCIに計上され、これらの金額の調整表の開示が要求される。

上書きアプローチは中止できるか？

一度指定を行うと、上書きアプローチは、通常、資産が認識の中止を行うまで適用される。しかし、資産がIFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連する活動としての保有が中止されるために(例えば、これらの資産が銀行業務に移管される場合、又は企業が保険者であることをやめる場合)、上書きアプローチにおいて適格でなくなった場合に、指定の解除が行われる。指定の解除が行われると、OCIに認識されていた残高は、純損益に振り替えられる。

さらに、企業はすべての金融資産に対して上書きアプローチの適用を停止するのであれば、上書きアプローチの適用の停止を任意に選択できる。この適用の停止は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における会計方針の変更であり、遡及的適用となる。

IFRS初度適用企業

上書きアプローチは、IFRSの初度適用企業も利用できる。企業は、IFRS第9号の適用時に比較情報を修正再表示する場合にのみ、上書きアプローチの比較情報は修正再表示ができる。

以上